

## 第4回都区財政調整協議会幹事会（R4.1.5）

### 主な発言概要

本資料は第4回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

#### ■ 財源見通しについて

##### 【都】

財源見通しについて説明します。

財源見通しにつきましては、前回の幹事会でお示した令和4年度の見込額から変動があったものについて説明をいたします。

まず、基準財政収入額の見込みについてですが、特別区民税が、8,947億8千2百万円から8,946億4千2百万円に、地方特例交付金が、60億3千7百万円から61億7千4百万円に、地方揮発油譲与税が、33億5千9百万円から34億6千3百万円に、航空機燃料譲与税が、8億3千9百万円から9億4千7百万円となり、基準財政収入額の合計は、1兆2,333億3千2百万円から、約2億円増の1兆2,335億4千2百万円となります。

次に、基準財政需要額についてですが、計数整理等の結果により、数値の変動がありまして、約2兆938億円となります。

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和4年度の普通交付金所要額は、約8,602億円となります。

調整税等の見通しについては、前回の幹事会でご説明した内容から変更ありませんので、普通交付金の総額である1兆538億7千万円と比較して、約1,937億円下回っていることとなります。

なお、令和3年度の財源見通しについては、前回幹事会でご説明した内容から変更はありません。

私からは以上です。

#### <都側提案事項>

##### ■ 令和3年度再調整

##### 【都】

それでは、令和3年度再調整に係る提案について申し上げます。

第3回幹事会でご説明しましたとおり、令和3年度における普通交付金の最終的な算定残は、約1,435億円となります。

本日、お配りしている資料「令和3年度都区財政調整（再調整）東京都提案事項」をご覧ください。

まず、前回の幹事会で区側から提案のありました商工振興費（中小企業関連資金融資あつせん事業（緊急対策分））です。

本事業については、令和3年度貸付分の当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和4年度以降全ての利子補給分を前倒しで算定することとします。

次に、首都直下地震等に対する防災・減災対策です。

前回の幹事会では、昨今、区部において震度5強の地震が発生するなど、関東近県で震度4以上の地震が複数回発生していること、また、今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを鑑み、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要等に係る経費を検討していることをお伝えしましたが、具体的には、「避難行動要支援者個別計画策定に係る経費」、「耐震診断支援等事業に係る経費」、「災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費」の算定を提案します。

なお、「避難行動要支援者個別計画策定に係る経費」及び「耐震診断支援等事業に係る経費」については、令和3年度から令和7年度までの経費を一括で算定することとします。

最後に、財政健全化対策です。

都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定していますが、令和元年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額を前倒しで算定することとします。

令和3年度再調整に係る提案は以上です。

## ■ 令和3年度算定残の取扱いについて

### 【区】

私から、ただ今ご提案のありました令和3年度再調整について、区側の見解を述べさせていただきます。

前回の幹事会においては、都側から示された項目について異論はないものの、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業を優先的に算定すべきであることを申し上げました。

今回示された都側提案を拝見いたしますと、区側から提案した項目については、耐震診断支援等事業費など、一部しか盛り込まれておりません。

また、都側から提案がございました、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定についてですが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

令和3年度の普通交付金の財源状況を見ますと、都案の影響額による区間配分への影響は、さほど大きくはないこと、また、後年度の算定予定額全額ではなく、一部の前倒しであり、区間配分への影響を考慮したものとなっています。

以上の点を踏まえ、令和3年度再調整については都側提案に沿って整理したいと考えます。私からは以上です。

## ■ 道路改良工事費の見直し（態容補正）

### 【都】

私からは、道路改良工事の見直しについて、発言いたします。

都市計画交付金につきまして、前回区側から、「財調単価を上限としている都市計画公園事業の単価設定を見直すべき」との発言がありました。

都市計画公園事業の整備費については、整備目的の違いなどの様々な要素により、個々の整備費に大きな差異が生じる可能性があるため、一定の単価設定を設けることは妥当性があるものと考えております。

また、財源保障について質問がありましたが、都区財政調整制度において、区ごとに算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付金として交付することで、各区の財源保障がされています。

私からは以上です。

## 【区】

都側から説明のありました、道路改良工事費の態容補正の見直しについて発言いたします。

都側から「都市計画公園事業の整備費については、整備目的の違いなどの様々な要素により、個々の整備費に大きな差異が生じる可能性がある」との発言がありましたが、他の都市計画事業についても同様の状況であり、公園だけ財調単価で上限とする必要はなく、実施単価にすべきと考えます。

区側が申し上げているのは、都市計画事業の財源保障についてです。都市計画事業は都市計画交付金と財調で財源保障がされております。今回の都側提案は、都市計画交付金算定対象の地方負担額と土木費の減算額を同額とするものであります。この額を基準財政需要額から減算するものであることから、実質的に都市計画交付金対象事業の財源保障がなされなくなります。また、公園費については、都市計画公園の更新・改修事業について、都市計画交付金の単価設定が財調単価を上限としているため、都市計画交付金算定対象の地方負担額と減算額が同額となっており、財源保障がなされていないことが問題であると再度申し上げさせていただきます。

私からは以上です。

## <区側提案事項>

### ■ 特別交付金

#### 【都】

前回、区側から、「特別交付金の割合を5%から2%に引き下げる必要がないと考える理由」を求める発言がありましたが、都は5%が必要と述べてきており、その考えは、これまでの協議で繰り返し述べてきたとおりであります。

次に、前回、区側から、「統一对応として算定除外としている事業について、周知する必要がないと考える理由」についての発言がありました。

これまでの協議でも申し上げていますが、現行の算定ルールは算定の透明性・公平性の観点から、そもそも大きな問題はないと考えます。お話の算定除外事業については、12月交付分、3月交付分ともに各区に対してお伝えしています。そのため、協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現するものと考えます。

私からは以上です。

#### 【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

今年度の協議においては、区側から、「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」について、具体的な提案をいたしました。

「特別交付金の割合の引き下げ」については、都側から「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されています。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。」との発言があり、これまでの協議と同様の見解が示されました。

今後の景気動向が不透明な状況下だからこそ、各区が安定的な財政運営を行っていくため、特別交付金の割合の引き下げによって普通交付金の財源を確保する必要があることから、今後も都区で協議を重ねていくべきであると考えております。

今回の協議ではこれ以上の進展が難しく、都区双方の見解を一致させることができないことから、区側としては、引き続きの課題とせざるを得ないと考えます。

次に、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

区側から、統一対応として算定除外している事業について、毎年度全区に提示するという提案をいたしました。都側より「協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現するものと考えます。」との発言がございました。

都側の協力が得られず、具体的な議論に進展しなかったことは残念です。

区側といたしましては、引き続き算定の透明性・公平性の向上に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都側提案である「道路改良工事費の見直し」にかかる協議において、都側に都市計画事業の財源保障についての見解を伺いましたが、明確な回答はありませんでした。

都側としては、各区が行う都市計画事業の財源保障についてどのようにあるべきと考えているか、改めて見解を伺います。

私からは以上です。

### 【都】

都市計画交付金についてご質問をいただきました。

財源保障につきましては、都区財政調整制度において、区ごとに算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付金として交付することで、各区の財源保障がされています。

私からは以上です。

### 【区】

都市計画事業の財源保障について、現状では、国庫支出金、都市計画交付金、財調で算定される地方債収入相当額により、財源保障されておりますが、区側としては、全額を国庫支出金及び都市計画交付金で賄うことで、財源保障すべきものと考えています。

しかしながら、都側に都市計画事業の財源保障についての見解を伺ったにもかかわらず、都側は、都区財政調整制度の財源保障についてのみ回答するばかりで、議論が全く噛み合いませんでした。

また、今年度の協議においても、区側から、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、都市計画税の適正な配分を検証するための情報の開示、都市計画事業のあり方についての協議体の設置、といった提案をおこないましたが、都側は例年同様の発言を繰り返すばかりで、一向に議論を進展させることができませんでした。

区側としては、今年度、都側から「道路改良工事費の見直し」において都市計画事業の財源保障に関わる提案をしているにもかかわらず、なぜ頑なに都市計画交付金について財調協議の場での議論を拒むのか理解しかねるところであり、こうした都側の姿勢は大変遺憾であります。

これまで申し上げてきたとおり、本件については財調協議の場で議論すべきことが、ふさわしいものと考えております。

しかしながら第2回幹事会において、都市計画事業のあり方についての協議体の設置の提案に対して、都側より「各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら適切に対応してまいります。」との発言があったことから、各区からの意見は、踏まえていただけたということが確認することができました。

区側としては、本来的には財調協議の場で議論すべきものであるという立場に変わりはありませんが、今後、各区から都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についても意見させていただきますので、対応をお願いいたします。

区側としては、都側が議論に応じない以上、都市計画交付金については引き続きの課題とせざるをえません。

今後も予算要望の場や財調協議など、様々な場を通じて都区で協議を重ねていきたいと考えていますので、課題の解決に向けて前進できるよう、都側の誠意ある対応をよろしく願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

都市計画交付金についてですが、これまでも各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、都市計画公園整備事業における面積要件の緩和など、様々な見直しを順次行ってまいりました。

今後も、各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区と調整を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

### ■ 保育所等の利用者負担の見直し

#### 【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

第3回幹事会において、都側から「都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの」との発言がございました。

都区財政調整制度は、地方交付税制度と類似した制度ではあるものの、千差万別の行政内容を有する全国数多の地方公共団体を対象に算定を行う普通交付税とは異なり、二十三の特別区のみを算定対象としたものであり、その財政需要はより捕捉しやすいものとなっています。

こうした地方自治法の解釈を前提に、過去の協議において、大都市需要のあり方などについて協議してまいりましたが、「国の基準によるべきもの」とする本事業については、大都市需要は存在しないというお考えでしょうか。都側の見解を伺います。

私からは以上です。

#### 【都】

地方自治法の逐条解説に同様の内容の記載があり、読み上げますと「普通交付金及び特別交付金の割合についても、都条例で定められることとなるが、特別交付金の額は、交付税法上の特別交付税の割合以下の範囲で定めることになろう。全国の地方公共団体をあまねく対象とする普通交付税に対し、一体として一の大都市地域を形成する特別区を区分けして対象とする普通交付金においては、その財政需要をより捕捉しやすいと思われるからである。」となっています。

これは、あくまでも特別交付金の割合が、特別交付税の割合以下とすべきという説明であります。

一方で、都区財政調整制度が準ずる地方交付税法の逐条解説では、基準財政需要額について、「基準財政需要額は、各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。言い換えれば、各地方団体の行っている千差万別の行政のうち、普遍性のある行政のみを対象とし、地方団体が任意に行っている特殊な行政についてはこれを算定外としている。」と記載されております。

第2回幹事会で区側から、「都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えません。」との発言がありました。

区側発言は、国基準との差額を市町村が負担しているため、区側提案に合意すべきとの発言であると考えますが、該当の市町村は、地方交付税制度上設けられている25%の留保財源により対応しているものと考えられ、都区財政調整制度においても同様に25%の自主財源が設定されていることから、自主財源で対応すべき経費であると考えます。

そのため、都としては、本事業に関しては、国基準が合理的かつ妥当な水準であると考えています。

私からは以上です。

## 【区】

今回の協議では区側から、都区財政調整制度において、特別区の財政需要をより適切に捕捉すべきとの考えから、特別区の実態を踏まえた設定を提案してまいりました。

しかし都側からは、過去の協議と同様、「国基準が合理的かつ妥当な水準」という見解が示され、都区の認識を一致させることはできておりません。

一方で、過去の地方交付税基準と財調算定の協議において、「大都市需要として論理的に説明できる需要については、地方交付税基準に上乘せを行う」ということについて、都区の認識の一致を確認しております。

このため、本件の大都市需要としてのあり方については、次年度以降の協議において、算定の見直しに向け、引き続き都区で議論を重ねていく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

## ■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

### 【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。

本事業について、都側からは、都事業が都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であり、都事業の上乗せとして実施しているため、自主財源事業であるという過去の協議と同様の主張が繰り返されております。

都内幼稚園の平均保育料は、年々上昇し、都補助額を差し引いても約3万7千円の保護者負担が生じており、特別区では、こうした負担を軽減するため、また都事業では不足している額を補完するため、事業に取り組んでおります。

こうした背景を踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考えております。

私からは以上です。

## 【都】

ただ今、区側から「都側からは、都事業が都内区市町村の合理的かつ妥当な水準であり、都事業の上乗せとして実施しているため、自主財源事業であるという過去の協議と同様の主張が繰り返されております。」との発言がありました。

都は、都事業が合理的かつ妥当な水準であるとする以上、繰り返すことは当然でありませぬ。

このことから、都としては、都の補助事業が廃止されるといった状況の変化がない限り、議論する必要性はないものと考えます。

私からは以上です。

## ■ 35人学級への対応

### 【区】

私からは、35人学級への対応について、発言いたします。

第3回幹事会において、都側から早急な対応を求められましたので、事務方で事前に調整をさせていただいたところですが、確認のあった点については、改めて論点メモとしてまとめておりますので、ご確認ください。

次に、第3回幹事会において、都側から確認のあった測定単位「学級数」で算定されている経費を見直さない理由についてお答えします。

測定単位「学級数」の中には、児童用の机・椅子といった児童数に連動した経費が一部含まれていますが、大部分は給食用配膳車、教職員用机をはじめ学級数に連動した経費であり、児童数によって影響しない経費と認識しています。

ご指摘の児童用机・椅子などですが、見直すべき経費であると認識している一方で、数年に1度買い替えるような経費であることからうすまきに算定されており、当該経費の測定単位「児童数」の減少分の割合のみが影響を受けることになるため、測定単位「学級数」全体としての影響は些少であると考えております。

今回の提案は、国の法改正にあわせた対応であり、地方交付税制度においても、同様の対応が図られていることから、財調制度の適切な運用にあたって必要な改善であると考えています。

ただし、将来的に学校運営費の全般的な見直しを行う際には、こうした経費をあわせて見直していくべきと考えております。

私からは以上です。

### 【都】

区側から事前に論点メモをいただきましたので、都側においても標準区経費の引き下げ方法について検証いたしました。

引き下げ方法について、概ね妥当であると考えますが、要保護準要保護児童就学援助費の積算方法について、1点伺います。

同事業の項目には、小学1年生のみを対象としている「新入学学用品費等」など、特定の学年のみを対象にした経費が含まれています。これら経費の積算は、1クラス40人として設定されている現行の標準行政規模に基づき、各学年の人数が同じであることが前提となっています。そのため、1学年のみを対象にしている項目は、六分の一を乗じることで、対象人数を算出し、経費の積算を行っています。

しかし、今回の標準行政規模の見直しにより、前提となる各学年の人数が異なる状態になることから、1学年の人数は全体の六分の一の人数と一致しないこととなります。

そのため、正確を期すのであれば、積算方法の見直しが必要となると考えます。

次に、測定単位「学級数」についてですが、区側が主張する様に全体としての影響が些少であるとしても、過大算定となるのであれば、本来見直すべきと考えます。

しかし、本提案は国の法改正にあわせた対応であり、区側発言によれば当該経費の見直しを行わなかった際の、全体への影響が極めて少ないとのことであるため、今後、学校運営費の全般的な見直しを行う際に、当該経費についても合わせて見直すということであれば、都としても異論はありません。

次に投資的経費についてです。まず、前回お話しした論点メモの9番についてです。

区側の回答では、各区の調査結果を特別教室の種別ごとに集計し、その数の多い上位4つの種別の特別教室を普通教室に転用するための工事費の平均とすべての特別教室の転用工事費の平均とで大きな差が見られなかったとのことであります。

しかし、論点メモの11番で都が指摘しているように、区案で試算した結果、各区の充足率が45%から650%までと大きく乖離することも分かっており、区間配分が適切になされているとは考えられません。

また、普通教室への転用工事を実施する理由を挙げれば、本提案の35人学級への対応に伴うもののほか、人口増によるものが考えられます。また、普通教室への転用工事に合わせて老朽化対策工事を実施するケースや、増築や統廃合と合わせて転用工事を実施するケースが想定されることなど、実施理由や実施内容が複合的になる場合が考えられ、そうした場合、区側提案の主旨である35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握して算定することは非常に困難であると考えます。

こうしたことから、投資的経費についての区側提案には合意することはできません。

私からは以上です。

## 【区】

まず、都側から確認のあった要保護準要保護児童就学援助費の積算方法について、お答えします。

段階的に35人学級制度が導入される背景から、各学年の児童数が一時的に同一の人数ではなくなります。その時期に関してのみ、学年ごとに差をつけて、標準区経費を見直すべきという都側の考えは理解できます。

しかしながら、影響額が些少であることに加え、時限的なものであることから、本件については見直す必要はないと考えます。

次に、投資的経費についてです。

転用工事の実施理由や内容が複合的になる場合が考えられ、35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握することが非常に困難という都側の考えは理解できます。

しかしながら、法改正に伴う対応であり、実態としても生じている需要であることから、特別交付金において、特別教室等の普通教室への転用経費を算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

ただ今、区側から、要保護準要保護児童就学援助費の積算方法について、影響額が極めて少なく、時限的なものであることから、見直す必要がないとの発言がありました。



正確を期するためには積算方法を見直すことが必要と考えますが、標準算定という性格上、区の決算を保証するものではなく、密度補正を経たとしても実態どおりの算定となるものでもないことから、見直しを行わないとした区の考えは理解するところであります。

都としても異論はないため、区案に沿って合意します。

次に、特別教室等の普通教室への転用経費についてですが、35人学級への対応により、学級数が増加となることは第一回幹事会で述べたとおり都としても認識しているところです。

本経費は法改正に伴うものでもあり、実態としても生ずる需要であることから、特別交付金で算定すべきとする区の考えは理解します。

しかし、そもそも特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、同様に算定ルールに則って取り扱われるものと考えます。

私からは以上です。

## ■ 財源を踏まえた対応

### 【区】

それでは、私から財源を踏まえた対応について発言させていただきます。

先程、都側より改めて令和4年度財源見通しが示されましたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことでした。

今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができおらず、継続検討課題とした項目も含め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えております。

一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案いたします。

私からは以上です。

### 【都】

ただいま説明のありました区側提案について、都側の見解を申し上げます。

現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案です。

先ほどの「令和3年度再調整」の協議でも申し上げておりますが、昨今の地震の発生状況や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下型地震が起こると予測されていることを考えると、公共施設の多くは、災害時における避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられることや、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築需要費が存在したことから、当該時期の年度事業量を0とすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論ありません。

なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっていることから、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で前倒し算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとします。

また、この公共施設改築工事費の前倒し算定に加え、各区の財政健全化を図る観点から、都側から追加提案をいたします。

お手元の「令和4年度都区財政調整東京都追加提案事項」をご覧ください。

先ほど、令和3年度再調整に係る提案でも申し上げましたが、都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定しています。令和4年度の財源を踏まえた対応においても、令和2年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額を令和4年度算定額に追加し、前倒しで算定することとします。

また、令和4年度に算定対象となる「義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額」について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定することとします。

私からは以上です。

## 【区】

ただいま都側から、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定及び義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定について、提案がございましたが、財源を踏まえた対応での算定は、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

令和4年度の普通交付金の財源状況を見ますと、都案の影響額による区間配分への影響は、さほど大きくはないこと、また、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定については、後年度の算定予定額全額ではなく、一部の前倒しであり、区間配分への影響を考慮したものとされています。

以上の点を踏まえ、令和4年度の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定及び義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定並びに都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定を行うこととして、整理したいと考えます。

私からは以上です。

## <その他>

### ■ 都側総括意見

#### 【都】

それでは、私から、東京都の総括意見を申し上げます。

今年度の協議は、過去、都市の財源を狙い撃ちにするような税制改正が行われたように、引き続き、国や他の自治体から都区に対して厳しい目線が注がれる中での財調協議となりました。

都としての今回の協議のポイントは、「国や他の自治体からの都区に対する厳しい目線があることを、双方で改めて強く意識し」、「既算定事項も含めて都区でより厳しく、自律的に算定の見直しを図っていく」ことであつたと認識しております。

財調制度は貴重な税金を財源とする制度であり、限られた財源を有効に活用するという、財政運営の基本的な視点からの見直しが、常に求められております。

しかしながら、都側提案の「出張所管理運営費の見直し」や「道路改良工事費の見直し」などの項目について、合意に至ることができませんでした。私どもは、社会情勢が変化する中で適正な算定がなされているかなど、都として十分な議論を重ね、標準区の需要として適切か否かの視点で検討し提案しております。今回の協議では、算定と実態との間に大きな乖離があることなどを区側が認識しているにもかかわらず、早急に改善を図ろうという姿勢が示されませんでした。

今回も区側から需要の増額を行う見直し案が多数提案されましたが、財調算入すべきか否か、どのような水準で算入すべきかについて議論してまいりました。従来から申し上げており、今回の協議でも都側が一貫して申し上げてきたのは、基準財政需要額は、各区の決算額などの実態をそのまま算定するものではなく、各区が標準的な行政を行うために必要とされる額である、「あるべき需要」を算定するものということです。各区の財源保障については、都区財政調整制度において、区ごとに算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付金として交付することでなされております。このため、個別の事業毎に財源が保障されるものではないことを、改めて申し上げておきたいと思っております。

最後に一言申し上げます。今年度の協議において、都区で隔たりがある項目もありましたが、財調制度を適切に運用するとの観点から、都区双方がお互いに歩み寄り、本日、幹事会をとりまとめることができましたことは、都区の信頼関係のもとで、議論を尽くした成果であると認識しております。

都としては、今後もこれまで同様、皆様と真摯に議論するとともに、区側の皆様との議論を通じて、財調制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、都側の総括意見といたします。

## ■ 区側総括意見

### 【区】

#### （総括意見）

第1回幹事会において、区側から、新型コロナウイルス感染症対策や、今後、増大が見込まれる大都市特有の財政需要に対応していく必要があること等を踏まえ、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく必要があることを申し上げたところです。

これらを踏まえ、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行政運営が担保されるよう、真摯に協議に臨んでまいりました。

その結果、一定程度整理することができた提案も多かった一方で、「都区財政調整協議上の諸課題」などの課題について、都区双方の見解が異なり、今回の協議においても、主要な事項については合意に至ることができませんでした。これらの課題については、来年度以降も引き続き、都区双方で取り組んでいくべきものと考えております。

#### （都区財政調整協議上の諸課題）

「都区財政調整協議上の諸課題」については、過去の協議経過を踏まえ、「特別交付金」については、透明性・公平性の観点から、「都市計画交付金」については、都市計画事業の増加が見込まれる観点から、それぞれ基本的な考え方や具体的な方策などを伺いましたが、都側からは前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりません。

### **(基準財政需要額のあり方)**

次に、財調制度全般にわたる「基準財政需要額のあり方」について申し上げます。

今回の協議では、区側提案については、「普遍性」を確認し、区側の考える「合理的かつ妥当な水準」で一定の提案事項を合意することができた一方で、提案の一部については、都区で普遍性や合理的かつ妥当な水準の観点で認識が一致せず、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、協議を整えることができなかった項目もありました。

こうしたことから、「基準財政需要額のあり方」については、特別交付金等との関係も含め、毎年度の協議を通じて、継続的に取り組み、都区間で認識を共有していきたいと考えております。

### **(今後の協議に向けての認識)**

最後に、今後の協議について区側の考えを申し上げます。

来年度協議は、今年度協議の積み残しの課題や、増加の一途をたどる社会保障経費があること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気動向が依然として不透明な中での協議となります。

区側としましては引き続き、財源保障制度としての財調制度が適切に運用されるための取り組みとして、特別区間の自主自律的な調整を行い、提案してまいります。都側におかれましても、諸課題の解決に向け、前向きに対応いただくようお願いいたします。

以上をもって、区側の総括意見といたします。